

## 倉吉市議会基本条例（逐条解説）

### 前 文

倉吉市政は、倉吉市民から直接選挙で選ばれた議員で構成される市議会と、同じく市民から直接選挙で選ばれた市長との二元代表制の下で運営され、議会は合議制の議事機関として、市長は独任制の執行機関として、それぞれ独立の立場で互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすことが求められている。

また、昨今の地方分権社会において、議会の果たすべき役割と責任は一層重要となってきた。

しかしながら、令和3年10月に行われた倉吉市議会議員一般選挙では、投票率が過去最低の結果となった。このことは、市民の議会に対する関心の低下を意味しており、議会は自らの問題点を洗い出し、それらを改善することにより、市民に信頼され、存在感のある豊かな議会を築かなければならない。

そのために議会は、民主主義の前提である情報の公開、積極的な市民との対話、政策への多様な市民参加の促進、議員間の自由かつ達な討議の展開、意思決定過程の明確化、議員の研さんと資質の向上、議会活動を支える体制整備等について本条例に定め、不断の努力や自己改革を実践することにより、自らの機能を強化し、議会改革を行うことが求められている。

よってここに倉吉市議会は、議事機関としての機能を最大限発揮するとともに、市民に身近で信頼される開かれた議会を目指し、市民の負託に全力で応える決意をもってこの条例を制定する。

#### 【趣旨】

- ◆ 倉吉市議会が、条例制定に至った背景と市民に身近で信頼され、開かれた議会を目指すに当たった決意を表明したものです。

#### 【解説】

- ◆ 全国的に低投票率が大きな問題とされていますが、本市もその例外ではなく、さらに昨今、本市議会の議決結果やそれに対する説明責任のあり方に対して市民から厳しい指摘や非難の声が上がるなど、これまで以上に市民の政治離れや議会不信が懸念されます。そうした危機意識にも立ち、市民の負託に応える議会づくりに全力で取り組む決意を述べています。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関である倉吉市議会（以下「議会」という。）の基本的事項を定め、地方自治の本旨に基づき、市民の負託及び信頼に的確に応えるような責任のある活動を推進し、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展並びに市勢の伸展に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

- ◆ 倉吉市議会が、市民からの信頼に応える活動を推進し、住民の福祉の増進と倉吉市の発展に貢献するという条例の目的を定めています。

### 【解説】

- ◆ この条例の目的は、倉吉市議会、議員が遵守しなければならない基本ルールを定めるものです。それらの議会に関する基本的な事項を定めることで、議会をより活性化し、市民から責任を持たせて託された気持ちに応えることのできる、開かれた市議会を目指していきます。また、市民のために議会がどうあるべきかという観点を第一に考え、「市民福祉（市民の幸福感や満足感）」に尽力することを条例の目的としています。

## 第2章 議会、議員等の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 市民に開かれた議会運営に努め、分かりやすい言葉、表現を用いて説明責任を果たすこと。
- (2) 市民の参加を保障し、多様な意見及び要望を的確に把握すること。
- (3) 地方自治の調査研究を通じて、適切な市政運営が行われているか監視及び評価すること。
- (4) 市長その他執行機関の職員（以下「市長等」という。）に対し、政策の立案及び提言その他能動的な活動（以下「政策立案等」という。）を行うこと。
- (5) 常に公平性、公正性及び透明性を確保すること。

### 【趣旨】

- ◆ 倉吉市議会が、議会として活動する際に遵守しなければならない基本的な原則を定めたものです。

### 【解説】

- ◆ 倉吉市議会が遵守しなければならない議会活動の基本ルールは、大きく次の3つです。
  - (1) 市民に対して「説明責任を果たす」「市民参加を保障する」
  - (2) 行政に対して「監視・評価する」「政策立案を行う」
  - (3) 議会として「公平・公正である」「透明性を確保する」これらを倉吉市議会の義務として活動に義務づけるものです。

(委員会の活動原則)

第3条 委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、その所管に属する議案、請願等の審査を充実させ、その機能を十分に発揮しなければならない。

2 常任委員会及び議会運営委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査及び長期の調査研究が必要とされる特定所管事務調査の積極的な活用により、政策立案等を行わなければならない。

**【趣旨】**

◆ 倉吉市議会が、委員会として活動する際に遵守しなければならない基本的な原則を定めたものです。

**【解説】**

◆ 倉吉市議会の委員会は、担当する議案などを専門的な見地から詳細に審査し、積極的に政策立案、政策提言を行うことを義務付けるものです。そのために、委員相互の自由な討議によって、議論を尽くして合意形成を図るようにします。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

(1) 市民全体の奉仕者として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市民の多様な意見の把握に努め、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

(2) 言論の府として議員間の自由でかつ達な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成を目指して審議を尽くすこと。

(3) 自己の資質向上に努め、常に研さんすること。

(4) 市民の代表として相応しい品位を保ち、誠実かつ公正に職務を遂行すること。

**【趣旨】**

◆ 倉吉市議会が、議員として活動する際に遵守しなければならない基本的な原則を定めたものです。

**【解説】**

◆ 議会の構成員の一人として議員に求められる基本姿勢を掲げています。

(1) 市民の直接選挙によって選出された議員は、市民全体の代表者としての責任を負うことから、多くの人たちの声に耳を傾けて、一部の特定の利益や地域だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならないこと

(2) 多様な価値観を持つ多数の議員は、積極的に討議し、合意形成に向けて審議を尽くすこと

(3) 議員として必要な知識や技術の習得、スキルアップを図り、市民の期待に応えること

(4) 市民の代表として、市民からの信頼を損なわないように、自己の品位を保ち、誠実に市民の利益のために行動すること

(議長の活動原則)

第5条 議長は、議会を代表し、議会の秩序を維持し、議事を整理し、及び議会事務を統理するとともに、公平公正な議会運営を行わなければならない。

【趣旨】

- ◆ 倉吉市議会の議長が、遵守しなければならない基本的な原則を定めたものです。

【解説】

- ◆ 議長は、議会のトップであり、議会の運営において中心的な役割を果たします。そのため、中立公正な立場で職務を行うことが求められます。

(議会改革の推進)

第6条 議会は、社会情勢の変化及び新たに生じる市政の課題に対し、その役割及び責務を適切に果たすため、継続的に議会改革を推進しなければならない。

2 前項の推進を行うために議員は、常に議会運営に客観的視点及び問題意識を持ちながら、不断の取組をしなければならない。

【趣旨】

- ◆ 倉吉市議会が、議会改革を継続的に推進することを義務付けています。

【解説】

- ◆ 倉吉市議会は、市民ニーズや社会情勢等にマッチした議会であるか常にチェックをしながら、議会運営や制度の継続的な見直しを行うことで、議会が市民にとってより身近であり、意義のあるものになることが期待されています。

(懲罰乱用の禁止)

第7条 議会の秩序を維持し、会議を円滑に進行させることは議会の構成員たる議員の責務であることから、みだりに懲罰の動議等を提出し、市民のための議論を停滞させることは、厳に慎まなければならない。

2 議会が議員に懲罰を科そうとする場合には、議員が市民の負託を受けて選ばれていること及びその決定により議員本来の活動を制約させるおそれがあることを踏まえ、慎重に判断しなければならない。

【趣旨】

- ◆ 議員が、議会の秩序を維持し、会議を円滑に進行させることが責務であることを述べています。

【解説】

- ◆ 倉吉市議会の議員は、市民のための議論に混乱を招いたり、停滞させないように注意する必要があります。また、議員に対する懲罰を科す場合には、市民から議会内部の問題や議員間の対立に利用しているのではとの疑念を生じさせないようにしなければならないことを規定しています。議会は言論する場であるとの大原則に立ち、まずは議員相互間の活発な討議が求められます。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民への情報公開)

第8条 議会は、傍聴の自由及び報道の自由を保障するため、議会に関する全ての会議を原則公開とし、会議録その他議会活動に関する資料を公開するものとする。

#### 【趣旨】

- ◆ 倉吉市議会が、市民に開かれたものとするため、議会の透明性を保つために定めたものです。

#### 【解説】

- ◆ 倉吉市議会では、一般市民の方や報道関係者が議場で本会議の傍聴をすることができるほか、ケーブルテレビによる本会議の生中継・録画放送を行い、本会議の様子を公開しています。また、市議会ホームページから本会議の会議録を閲覧することもできます。その他、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開としています。例外として、審議事項が個人のプライバシーに係るケースや企業秘密に関する審議が予見される場合など、公開がなじまない場合、非公開とすることがあります。

(市民参画の推進)

第9条 議会は、市民、市民団体等と意見交換の場を設け、多様な意見を聴取する取組を強化するとともに、政策提言の機会の拡大を図るものとする。

- 2 議会は、請願及び陳情並びに要望を政策及び施策の提案に位置付け、その審議及び調査に当たって当該請願及び陳情並びに要望の提出者が希望する場合は、その意見を聴く機会を設けるものとする。

#### 【趣旨】

- ◆ 倉吉市議会が、市民や団体などの意見を聞いて、市民の意思を議会活動に反映させるために定めたものです。

#### 【解説】

- ◆ 倉吉市議会では、市民の声を聴くことが議会の役割であり、議会は市民の意見を参考にして政策や施策を策定する必要があると考えています。このような取り組みを通じて、市民と議会との距離を縮め、市民が主体的に市政に関わることを促すことが期待されます。

(広報及び広聴の充実)

第10条 議会は、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため、議会活動に関して多種多様な媒体を用いて市民にわかりやすい情報提供を行わなければならない。

2 議会は、広報活動及び広聴活動の充実強化のための体制整備に努めなければならない。

**【趣旨】**

◆ 倉吉市議会が、議会活動に関する情報提供の充実を行うために定めたものです。

**【解説】**

◆ 倉吉市議会は、市民に開かれた議会を実現するため、マスメディア、広報、SNS等多様な情報発信手段を用いて、効果的・積極的な議会広報に努めることが求められています。議会では、議会だより編集委員会を設置し、定例会ごとに「倉吉市議会だより白壁」を作成し、市民に配付しています。また、本会議のケーブルテレビ中継や市議会ホームページにより、会議録の閲覧や各種会議の開催周知、議会情報の発信などを行っています。これにより、市民が議会活動に参加しやすくなり、市民と議会との間の信頼関係が深まることが期待されます。

#### 第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第11条 本会議及び委員会における質疑及び質問については、総括方式によるほか、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式によることができる。

2 本会議又は委員会に出席を要請された市長等は、議員の質疑及び質問に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

3 本会議に出席を要請された市長等は、議員提出議案及び議員修正案に対して、議長の許可を得て意見を述べることができる。

**【趣旨】**

◆ 議会で行われる質疑や質問及びそれに対する答弁を、市民にわかりやすく行うように定めたものです。

**【解説】**

◆ 倉吉市議会は、本会議、委員会での質疑・一般質問は、論点・争点を明確にするために、まとめて質問を行う方法以外に、一つずつ質問する方法で行うようにしています。また、市長等は質問の内容、背景等を確認するための質問をすることができるものとします。これは、論点・争点が明確になるとともに、より深い議論、より多角的な視点からの議論が可能となることを期待しています。

(市長等による政策等形成過程の説明)

第12条 議会は、市長等が提案する政策、計画、施策、事務事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点を明確にし、政策等の水準の向上及び市民への公開のため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明及び資料の提出を求めることができる。

- (1) 政策等を行う理由又は目的
- (2) 政策等を行うに至った経緯
- (3) 政策等の効果予測
- (4) 政策等の実施に関わる経費の財源措置
- (5) 将来にわたる政策等の継続に要する経費
- (6) 比較検討した他の案及びその内容
- (7) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討の結果
- (8) 市の総合計画における根拠及び位置付け並びに当該計画との整合性
- (9) 市民参画の実施の有無及びその内容
- (10) 関係する法令、条例等

2 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前項の規定に準じ、分かりやすい施策別又は事業別の政策等説明資料を作成し、提示するよう求めることができる。

3 市長等は、議会から政策等に関する資料の提出及び説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。

#### 【趣旨】

- ◆ 議会で行われる議案審議などの内容を充実させるために、分かりやすい説明資料を作成し、議会に提示するよう求めることができるように定めたものです。

#### 【解説】

- ◆ 二元代表制のもと、議会が市長等の事務執行を監視し評価することは、市民の代表である議会の重要な使命ですが、議会と市長では、市の政策等に関して保有する情報量に格段の差があり、議会は市長から十分な情報が得られなければ充実した審議をすることができません。

したがって議会は、審議によりその政策等がより良いものとなるようにするため、論点等が明らかになる説明や資料の提出を求めることができるようにするものです。

(議会の政策立案等)

第13条 議会は、条例の制定又は改廃、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案等を行わなければならない。

2 議会は、前項の政策立案等を行うに当たっては、前条第1項各号に掲げる事項の説明を行うよう努めなければならない。

**【趣旨】**

◆ 倉吉市議会の議員が、政策の説明や必要な資料をもとに、積極的に政策立案等を行うように定めたものです。

**【解説】**

◆ 倉吉市議会を監視・評価の機関にとどめず、政策立案の機関として位置づけ、倉吉市の政策の水準を向上させるため、政策立案機能の強化を図ることで、条例の提案や議案の修正などを積極的に行うとともに、市長等に対して有効な政策の提言などを行うこととしています。

(議決後の対応)

第14条 議会は、本会議において議決した事項について、市長等に対し、その後の状況、対応等の報告を求めることができる。

2 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

**【趣旨】**

◆ 倉吉市議会が、議決した事項に対する責任を負うように定めたものです。

**【解説】**

◆ 倉吉市議会が市長に対し、議決した事項が適切に実行されているかを確認するために、市長等に対し報告を求めることができるとしています。この報告は、議会が市政の監視機能を果たすために非常に重要なものであり、市民の信頼を維持するためにも必要不可欠なものとなります。また、議決権は議会のみが有する本来的かつ中心的な権限の一つであり、議決に対しては責任をもって説明責任を果たします。



## 第5章 議会の機能強化

(議員間の自由討議)

第15条 議会は、議会の運営及び議案等の審議又は審査に当たっては、議員相互の自由な議論を尽くす場を設け、合意形成に努めなければならない。

2 議員は、前項の議論において、政策立案等を積極的に行うよう努めなければならない。

### 【趣旨】

◆ 倉吉市議会が、議員相互で自由な議論を尽くし、合意形成に努めることを定めたものです。

### 【解説】

◆ 議会の運営や議案の審議において、市長や執行部だけでなく、議員相互の自由な議論が尽くされ、合意形成に努めることが倉吉市議会には求められています。議員同士が自由に意見を交換し、違いを認め合いながらも合意形成に向けて努めることで、市民の為のより良い政策、市民の期待に応える政策の立案や、地域の発展に貢献する施策の実現につながると考えられます。

(議案等の審査及び調査)

第16条 議会は、議案等の審査及び調査に当たり、学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するよう努めなければならない。

2 議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、利害関係を有する者又は学識経験を有する者等の意見を議会の審議に反映させるように努めなければならない。

### 【趣旨】

◆ 倉吉市議会が、多様な人々の意見を聞き、正確かつ公正な審議を行うように定めたものです。

### 【解説】

◆ 倉吉市議会が、議案の審議の充実や、政策検討会議等における政策形成機能の強化等に資するため、専門的知見を活用することを定めています。これにより、専門的で的確な意見を得ることができ、議論の質の向上が期待できます。地方自治法においても第100条の2で、学識経験者の専門的知見を活用できることを定めています。また、利害関係者や専門家などの意見を聴取することにより、多様な意見を聞き、正確かつ公正な審議を行うことが期待できます。

(議会の議決事件)

第17条 議会は、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件として別に条例で定め、二元代表制の意義を最大限に発揮するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

- ◆ 倉吉市議会が、市政に関する重要な計画や指針については、積極的に議決事件とするように定めたものです。

**【解説】**

- ◆ 議会が議決する事項については、地方自治法第96条第1項で定められています。また、同条第2項では、第1項に定めるもののほか、条例で議決事項を定めることができるとされています。倉吉市議会は、地方自治法の規定を尊重しながら、「将来の倉吉市をどのようなまちにするか。」という方向性を示すような、まちづくりの最も基本となる計画や指針については、市民の代表として、より積極的に関与することが期待できます。

(研修の充実)

第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めなければならない。

2 議会は、前項の研修を実施するに当たって、専門的知識を有する者、有識者等を積極的に活用するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

- ◆ 倉吉市議会が、市民の代表である議員の能力向上に取り組むことを定めたものです。

**【解説】**

- ◆ 倉吉市議会の議員は、市民の代表として、市政の運営に関する重要な意思決定を行うために必要な知識や技術を持っていることが望まれます。そのため、議員がより高度な政策立案能力を身につけるために、研修の充実が求められています。研修では、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野からの専門的知識を取り入れた研修に努めていくこととしています。

(交流及び連携の推進)

第19条 議会は、共通する行政課題及び議会運営について調査、研究等を行うため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を推進するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

- ◆ 倉吉市議会が、共通する行政課題や議会運営に関する課題を解決するために、積極的に他の地方公共団体の議会と交流し、協力して取り組むことを定めたものです。

**【解説】**

- ◆ 倉吉市議会が、他の地方公共団体の議会との交流や連携により、議会の調査や研究に役立つ情報やノウハウを得たり、他の地方公共団体の良い取り組みを参考にしたりすることができます。このような交流や連携を推進することで、議会運営の効率化や行政課題の解決、さらには広域的な課題の解決につながることを期待されています。

(情報通信技術の活用)

第20条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、積極的に情報通信技術を活用しなければならない。

- 2 議会は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない理由により議員の参集が困難な場合は、その状況に応じて情報通信技術を積極的に活用し、議会活動の継続を図らなければならない。

**【趣旨】**

- ◆ 倉吉市議会が、コンピュータを使った情報処理や通信技術を積極的に活用するよう定めたものです。

**【解説】**

- ◆ 倉吉市議会が、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、会議資料や議案などの配布には、電子メールやウェブサイト、インターネット等を積極的に活用することが必要となっています。また、災害の発生や感染症のまん延などの理由により、議員の参集が困難な場合には、全議員に配布してあるタブレット等を活用して、オンラインでの議会活動の継続を図ることが求められます。このような状況下でも、議会活動を継続することで、市民の要望や問題解決のための議論を進めることができます。

(予算の確保)

第21条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めなければならない。

**【趣旨】**

- ◆ 倉吉市議会が、その機能を十分に発揮するために必要な予算を確保するよう定めたものです。

**【解説】**

- ◆ 倉吉市議会がその機能を十分に発揮するためには、議会広報の充実や視察調査、議場の環境整備、議会事務局の強化など一定の予算が必要になるため、議事機関として必要な予算の確保に努めることを規定しています。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究の推進並びに政策立案等に係る能力の向上等を図るため、議会図書室を充実させ、活用するように努めなければならない。

2 議会は、議会図書室の機能を充実させるため、倉吉市立図書館等との連携に努めなければならない。

**【趣旨】**

- ◆ 倉吉市議会が、議会図書室を充実させ、活用するよう定めたものです。

**【解説】**

- ◆ 倉吉市議会は、地方自治法により、行政や議会に関する資料、書籍などを置く議会図書室を設置しています。議会図書室は、議員が市政に関する情報や調査資料を入手するための場所として重要な役割を果たすことが期待されます。したがって議会は、議案等の審査や議員の調査研究、政策立案の能力向上を図るために、議会図書室の充実に努めるものとします。なお、議会図書室については、議員の利用上差支えない範囲で市民の方も閲覧等の利用をすることができます。

## 第6章 議会事務局

(議会事務局の体制整備)

第23条 議長の統理する事務を遂行するため、地方自治法第138条第2項の規定に基づき議会事務局を設置する。

- 2 議会は、議員の政策立案等を補佐するため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努めなければならない。
- 3 議会は、議会事務局の専門性を高めるため、必要に応じて知識、経験等を有する者を議会事務局に置くことができる。

### 【趣旨】

- ◆ 倉吉市議会が、議会事務局の体制強化に努めなければならないことを定めたものです。

### 【解説】

- ◆ 倉吉市議会は、議会事務局の機能の充実強化を図るよう努めることが求められています。議会事務局には、必要に応じて専門知識や経験を有する者を配置したり、研究機関や専門家等と連携したりすることによって、議会の政策立案機能の向上を図ることが期待されています。

(広報活動の充実)

第24条 議会事務局は、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため、多様な広報手段を活用し、議会広報活動の充実強化に努めなければならない。

### 【趣旨】

- ◆ 倉吉市議会事務局が、議会の広報活動を充実するよう定めたものです。

### 【解説】

- ◆ 倉吉市議会事務局の広報活動は、議会と市民との関係をより良くすることを目的としています。議会事務局は、多様な広報手段を活用して市民に議会の情報を提供し、議会の活動に関心を持ってもらうよう努めなければなりません。具体的には、ホームページやSNSなどを通じて、議会活動に関する情報を提供することが挙げられます。

## 第7章 議員定数及び議員報酬

### (議員定数)

第25条 議員定数は、この条例に規定する議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、倉吉市議会議員の定数を定める条例（平成14年倉吉市条例第33号）で定める。

2 議員定数の変更にあたっては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用することにより、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に考慮し、本市の実情にあった定数を検討する。

### 【趣旨】

◆ 倉吉市議会が、議員の人数を決定することについて定めたものです。

### 【解説】

◆ 倉吉市議会の議員の定数については、議会運営が効率的、能率的に行われるかということは重要な視点ですが、その視点だけに偏ることなく、市民の代表機関としての議会が市民の意思を十分に把握し、市政に反映させることができるように定められなければならないことを求められています。したがって、公聴会制度等の活用によって広く市民の意見を聴取し、市政の現状や課題、将来の予測等の多角的な観点から慎重に検討するよう努めなければならないとしています。

### (議員報酬)

第26条 議員報酬の額は、社会経済情勢を勘案するとともに、議員の活動状況を反映して定めなければならない。

2 前項の規定に基づく議員報酬の額については、特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年倉吉市条例第29号）で定める。

3 議員報酬の額の改定にあたっては、倉吉市特別職報酬等審議会条例（昭和39年倉吉市条例第43号）に規定する倉吉市特別職報酬等審議会の答申等を考慮するものとする。

4 議員は、議員報酬が自らの職務遂行に対して支給されるものであることを自覚しなければならない。

### 【趣旨】

◆ 倉吉市議会が、議員の報酬を決定することについて定めたものです。

### 【解説】

◆ 倉吉市議会の議員の報酬については、社会経済情勢や本市の財政状況等を踏まえて、議員の活動状況に応じた適正なものであることを主眼に定められなければならないとしています。議員報酬の改定にあたっては、倉吉市特別職報酬等審議会の答申等を考慮することが求められています。議員報酬は、議員が市民を代表して市政に貢献するための報酬であり、職務遂行に対して支払われるものであるということを認識することが求められています。

## 第8章 議員の政治倫理

### (議員の政治倫理)

第27条 議員は、市民全体の奉仕者として、高い倫理観が求められていることを自覚し、誠実、清廉を基本としなければならない。

- 2 議員は、自らの言動の重みを深く認識し、その地位や権限を私的利益のために利用することなく、市民から疑念を抱かれないよう自ら研さんを積み、常日頃から公平公正に行動しなければならない。
- 3 議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項は、倉吉市議会議員政治倫理条例（平成25年倉吉市条例第20号）で定める。

#### 【趣旨】

- ◆ 倉吉市議会の議員が、守り行うべき基準となるものについて定めたものです。

#### 【解説】

- ◆ 倉吉市議会の議員は、市民の直接選挙によって選出され、市民の代表者としての責務があることから、市民の信頼に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めることが求められています。

### (政務活動費)

第28条 政務活動費は、議員による政策立案等に係る能力の向上等を図るため、倉吉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年倉吉市条例第2号）に基づき、議員個人に対して交付するものとする。

- 2 議員は、政務活動費を有効に活用しなければならない。
- 3 議長は、政務活動費の使途について市民から疑義を持たれないよう、市民への説明責任を果たさなければならない。

#### 【趣旨】

- ◆ 倉吉市議会の議員が、調査研究等の活動のために支給される費用について定めたものです。

#### 【解説】

- ◆ 政務活動費は、議員の調査研究、能力向上のための必要な経費の一部として、議員個人に対して交付されるものです。議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政の調査研究を行わなければならないとされています。倉吉市議会においては、議員1人当たり月額2万円が交付され、収支及び支出の報告書などについては、ホームページなどで市民が閲覧できるようになっています。

## 第9章 災害時等の議会運営

(災害時等の議会对応)

第29条 議会は、災害時その他の非常時（以下「災害時等」という。）においても、迅速かつ的確に議会機能を維持しなければならない。

2 災害時等での議会の行動基準等については、倉吉市議会業務継続計画（議会が災害時等においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

### 【趣旨】

◆ 倉吉市議会が、災害時等においても議会機能を維持することについて定めたものです。

### 【解説】

◆ 倉吉市議会は、災害時等においても議会としての権限を果たすために必要な事項を定めた業務継続計画を作成することが求められます。業務継続計画は、災害時等での議会の行動基準等を定めるためのものであり、迅速で的確な行動をとるための指針となるものです。議会は、大規模災害などの非常時においても、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能を的確に維持しなければならないことが求められています。

## 第10章 条例の位置付け

(最高規範性)

第30条 この条例は、議会の最高規範としての条例であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合においては、この条例との整合を図り、体系的に整備するものとする。

### 【趣旨】

◆ この条例が、議会に関する大切な根本的なものであることを定めたものです。

### 【解説】

◆ 倉吉市議会は、この条例が議会の運営や機能を統括するものであり、議員や職員の義務や権利、議会の機能、手続きなどが明確に規定されています。他の条例や規則がこの条例と整合するように、体系的に整備されることが期待されています。



## 第11章 見直し手続

(条例の検証及び見直し)

第31条 議会は、この条例の目的が達成されているかを定期又は適時に検証しなければならない。

2 前項の規定による検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

3 議会は、第1項の規定による検証及び前項の措置を講じたときは、それらを市民に公表しなければならない。

### 【趣旨】

◆ 倉吉市議会が、この条例を定期的に検証することを定めたものです。

### 【解説】

◆ 倉吉市議会は、この条例の検証とその結果の公表について義務付けており、検証の結果を受け、必要に応じて、議会の改革や条例改正などの適切な対応措置を講じることを求めています。また、市民への説明責任を果たすため、この条例に関して行った検証の結果とその結果を受けて取った対応を市民に公表することが義務付けられています。

## 第12章 補則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、議会が別に定める。

### 【趣旨】

◆ 倉吉市議会は、この条例が施行されるために必要なことを定めるとしてしています。

### 【解説】

◆ 倉吉市議会は、この条例が施行されるために必要な実施細則や手順、規則、規程などを定めることができます。このような規定は、議会が効果的かつ適切に機能し、市民が議会活動を理解し、関与することができるようにするために重要なものです。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。